



平成 19 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 日本 触 媒  
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠夫  
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)  
問合せ先 総 務 部 長 内海 勝議  
(TEL 06-6223-9111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 20 日開催予定の第 95 期定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款変更の理由

- (1) 現在、当社株券等について、大規模買付行為による脅威として想定される具体的事象はありませんが、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を未然に防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには不適切な買収行為に対する防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。かかる買収防衛策導入に際し、その根拠・手続き等を予め明確にしておく必要があり、そのために、新たに 1 章を設けて、買収防衛策のルール導入を規定するとともに、当該ルールの導入・改廃の手続き及び有効期限に関する規準を設けるものであります。
- (2) 会社法においては取締役会決議のみによって新株予約権の無償割当を行うことができる（会社法第 278 条第 3 項）とされていますが、当社取締役会は買収防衛策の一環として行われる新株予約権の無償割当に関しては原則、当社株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきと考えております。

よって買収防衛策の一環として行われる新株予約権の無償割当については、①株主総会の決議により行うこと、又は②株主総会の決議により、取締役会に委任していただくこととし、これらの根拠規定として、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会のほか、株主総会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会をその決定機関とする旨の規定を新設するものであります。

#### II. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### III. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 20 日（水曜日）

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 買収防衛策</b></p> <p><u>(買収防衛策の導入および発動)</u>  <u>第33条 当社は当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。</u>  <u>② 買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(買収防衛策の導入および廃止)</u>  <u>第34条 当社は前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</u>  <u>② 当社はいつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(買収防衛策の有効期限)</u>  <u>第35条 前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</u>  <u>② 前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</u></p>